

令和7年5月～8年3月 保土ヶ谷区認可保育施設・事業入所申請について

1 申請にあたって

※保土ヶ谷区民の方向けの案内となります。

他区にお住まいの方はお住まいの区の子ども家庭支援課にお問い合わせください。

- 希望の施設・事業をあらかじめご見学のうえ、通園可能か確認してください。
- 入所日は入所希望日の1日です。(原則、入所日は遅らせることはできません。)
- 転園申請で転園成立した場合、在園している施設は利用取消となるため辞退をしても元の園は通えません。
- 申請は年度内有効です。

2 申請方法

【申請締切日】 **入所希望月の前月10日まで**
 (土日祝日にあたる場合は、その前の開庁日) (郵送の場合は区役所必着)
 ※申請期間を過ぎた場合は翌月入所の利用調整の対象となります

申請先	申請方法	説明
オンライン申請		<p>「申請締切日」の23時59分までの送信分が有効 横浜市に住民登録がありマイナンバーカードをお持ちの方は マイナポータルからオンラインで利用申請できます。</p>  <p style="text-align: center;">詳しくはオンライン申請のページへ</p>
保土ヶ谷区 子ども家庭支援課	郵送	<p>申請締切日区役所必着 〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 保土ヶ谷区子ども家庭支援課 保育担当 宛</p> <p>※郵送料は申請者ご自身の負担になります。</p>
	窓口	<p>保土ヶ谷区役所子ども家庭支援課 本館3階 (午前8時45分～午後5時)</p> <p>※長時間お待たせする可能性がありますので、あらかじめご了承ください。 ※駐車場は1時間無料。混雑緩和のため、なるべく公共交通機関を利用して お越しください</p>

※以下に該当する方は子ども家庭支援課の窓口にてご申請ください。

障害等、配慮が必要なお子様の保育所等への入所申請	入所締切日一週間ほど前までに、区役所へご相談ください。
区内にお住まいで市外の保育所等への入所申請	希望する自治体によって申請方法が異なりますので、必ずお問い合わせの上ご申請ください。保土ヶ谷区役所を通してご申請する場合は、遅くとも希望する自治体の締切日1週間前までに申請が必要です。
市外にお住まいで区内の保育所等への入所申請 (転入予定含む)	申請締切日(区役所必着)に間に合うように、現在お住まいの自治体にて手続が必要です。(自治体によって手続が異なる場合があります)

3 入所可否について

(1) 利用決定した場合

利用開始希望月の前月の21日頃に、決定した施設所在区の区役所こども家庭支援課から保護者の方へ電話連絡します。

(2) 利用保留となった場合

令和7年度に初めて保育所申請した場合、または利用希望施設の追加申請を行った場合は利用開始希望月の前月の21日頃、お住まいの区の区役所こども家庭支援課から「保留通知書」を交付します。

(3) 保留通知を受け取った後、保留（不承諾）である証明書の発行をご希望する場合…

証明希望月の前月25日以降に「保留証明交付申請書」をお住まいの区の区役所こども家庭支援課に提出してください。別途「保留証明書」を交付します。

なお、証明書希望月の締切日までに利用申請をしていない場合又は証明希望月に利用決定をした（決定後、入所辞退した場合も含む）場合は「保留証明書」の発行はできません。

※各月の利用調整結果については、毎月利用開始希望月の前月25日以降回答可能です。

4 申請に必要な書類について

「令和7年度 横浜市保育所等利用案内」P16「9 申請に必要な書類」以降を必ずお読みいただき、必要な書類を全てご用意ください。なお、申請書類はすべて令和7年度の様式でご提出ください。利用案内は横浜市ウェブサイトでもご覧いただけます。

利用案内・様式のダウンロードなど	
「横浜市ウェブサイト」 【令和7年度 保育所 利用案内】で検索	

保育所等の種類や、申請の方法・スケジュールなどのポイントを解説した動画(約10分)を配信していますので、申請の第一歩に、ぜひご活用ください。 ※各内容の詳細については、利用案内も必ずご確認ください。	
<input type="text" value="教えて！コンシェルジュさん 横浜市"/>	<input type="button" value="検索"/>

お問い合わせ

◆保土ヶ谷区役所こども家庭支援課

窓口受付：平日午前8時45分から午後5時まで（区役所本館3階）

電話受付：045-334-6397、FAX：045-334-6393

※窓口・電話ともに土曜開庁日の受付はしていません。